

東京大学総長選考会議内規

(平成 16 年 4 月 1 日東大規則第 5 号)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 総長の選考及び解任の申出並びに総長の中間評価は、東京大学総長選考会議（以下「選考会議」という。）がこの内規により行う。

(議事)

第 2 条 選考会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 選考会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、第 12 条により解任の申出をする場合及び第 17 条によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の 3 分の 2 以上の多数により決定しなければならない。

第 2 章 総長選考

(選考の事由)

第 3 条 総長の任期が満了する場合には、選考会議は、総長の選考を行う。総長が辞任を申し出た場合、解任された場合、又は欠員となった場合も同様とする。

(選考基準)

第 4 条 選考会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示し、選考の基準を明らかにするものとする。

(選考の開始の公示)

第 5 条 選考会議は、総長の任期が満了する場合はその 6 月前までに、総長が辞任を申し出た場合、解任された場合又は欠員となった場合は、その日からすみやかに、選考の開始を公示する。

(代議員会からの推薦)

第 6 条 選考会議は、第 1 次総長候補者（以下「第 1 次候補者」という。）を定めるために、代議員会を設ける。

2 代議員会は、10 人を限度として第 1 次候補者を定め、選考会議に通知する。

3 代議員会の構成及び第 1 次候補者を定める方法については別に定める。

(経営協議会からの推薦)

第 7 条 選考会議は、前条の規定によるほか、経営協議会に第 1 次候補者の推薦を求めるものとする。

2 前項の規定による第 1 次候補者の数は、2 人程度とし、前条の規定による第 1 次候補者と重複することを妨げない。

(候補者の選定)

第 8 条 選考会議は、第 1 次候補者の各々に対し、第 4 条の規定により提示した求められる総長像に照らし、面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、3 人以上 5 人以内の第 2 次総長候補者（以下「第 2 次候補者」という。）を定めるものとする。

(告示及び通知)

第 9 条 選考会議は、第 2 次候補者の氏名を 50 音順により告示し、又は通知する。

2 前項の告示及び通知には、各第 2 次候補者の経歴及び業績を記載するものとする。

(意向投票)

第 10 条 選考会議は、前条の第 2 次候補者について、学内の意向投票を行う。

2 意向投票の方法については別に定める。

(総長予定者の決定)

第11条 選考会議は、第8条の調査及び前条の意向投票の結果を考慮して総長予定者を決定する。

2 前項の総長予定者が、次条第1項第1号又は第4号に該当することが明らかになったときは、選考会議は当該決定を取り消し、改めて総長予定者を決定する。

3 選考会議が第1項の決定を前項により取り消そうとする場合には、第1項の総長予定者に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与するものとする。

第3章 総長解任の申出

(解任の申出)

第12条 総長が、次の各号の一に該当する場合は、選考会議は総長の解任を文部科学大臣に理由を付して申し出るものとする。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合

(2) 職務上重大な義務違反があると認められる場合

(3) 職務の執行が適当でないため、国立大学法人東京大学の業務の実績が悪化した場合であって、総長に引き続き職務を行わせることが適当でないと認められる場合

(4) その他総長たるに適しないと認められる場合

2 前項第2号、第3号及び第4号による解任の申出は、経営協議会又は教育研究評議会の発議に基づいてこれを行うものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第13条 選考会議が前条により解任の申出をしようとする場合には、総長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与するものとする。

(総長への通知)

第14条 選考会議が第12条により解任の申出をする場合には、総長に対し、これをその理由とともに通知するものとする。

第4章 総長の中間評価

(実施方法)

第15条 選考会議は、総長就任以後3年を経過する日までの間における業務の実績に基づいて、中間評価を行う。

2 選考会議が中間評価を行うに当たっては、総長に対し、中間評価に係る自己評価書(以下「評価資料」という。)の提出を求めるものとする。

3 選考会議は、経営協議会及び教育研究評議会の構成員(総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除く。)並びに監事に対し、評価資料に関する意見を求めるものとする。

4 選考会議は、評価資料及び前項の意見その他選考会議が必要と認めるものに基づき評価案を作成し、総長及び必要に応じ理事に対して質疑を行った後、中間評価を決定するものとする。

(通知及び公表)

第16条 選考会議は、前条による中間評価の結果を総長に通知する。

2 選考会議は、中間評価の結果及びその過程を公表するものとする。

第5章 補則

(本内規の改廃)

第17条 この内規の改廃は、議長が選考会議に諮って、これを行う。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月15日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成20年1月22日から施行する。

2 平成16年に選考の開始を公示された選挙の期日において選挙資格を有していた東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける客員教員、特任教員等であって現に教授会構成員である者の選挙資格については、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の別表2の本部の区分に係る第7条第1項第2号の規定の適用については、同区分を改正前の同表の総務部から研究協力部までの6区分と同数として取り扱う。

附 則

この内規は、平成20年6月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年9月21日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月18日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年3月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月28日から施行する。